女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境整備を図るため、次のような行動計画 を策定する。

- 1. 計画期間 令和7年4月1日~令和10年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標 : 育児休業取得後の職場復帰割合を80%以上とする

<対策>

● 令和7年4月~ 産休見込み職員に対し出産・育児休業等に伴う制度及び職場復

帰プログラムの指導を実施(含 仕事と育児の両立に関する意 見聴取配慮)、復職に関する意向等をヒヤリングし職場復帰し

やすい環境を構築

● 令和7年10月〜 育児休業取得者に対して復職に向けた進捗状況を継続的にヒヤ

リングし、復職に向けた課題等についても情報共有

● 令和8年10月~ 育児休業後の職場復帰率の検証と問題点の洗い出し、改善計

画を立案

● 令和9年4月~ 職場復帰後の活躍状況の確認とヒヤリングを実施

大宮シティクリニック